

# 重要事項説明書

## 1 事業者の概要

事業者名称	株式会社 柴橋商会
代表者氏名	代表取締役 柴橋 和弘
法人本部所在地/電話	横浜市神奈川区鶴屋町2-11-5 SGビル 045-312-3231
実施事業の概要	福祉用具貸与・販売・寝具リース・リネンサプライ・病院関連事業
法人設立年月日	昭和3年11月

## 2 事業所の概要

事業所名称	柴橋商会 介護用品 新横浜営業所
事業所所在地	横浜市港北区新羽町716
連絡先	TEL 045-642-7092 / FAX 045-642-7093
事業所指定番号	第1470200070号 / 神奈川県知事指定
事業所の種類	福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与
管理者の氏名	清水 圭一
サービス提供地域	神奈川県全域
事業所開設年月	平成11年10月

## 3 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	常勤 1名
福祉用具専門相談員	専門相談員は、寝たきり等介護、支援を要する高齢者等の身体状況、介護環境等に応じて、福祉用具が適切に使用されるよう選定の相談・助言を行い、居宅サービス事業における事業の業務全般を行う。	常勤 10名以上
事務員	事務員は介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。	常勤 名

## 4 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日まで (但し12月31日～1月3日及び祝日を除く)	月～金 午前 9:00～午後5:30 土 午前10:00～午後5:00

## 5 事業の目的及び運営方針

要介護または要支援状態にある高齢者に対し適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

- ・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ・利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態・希望及びそのおかれている環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- ・地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・包括支援センター・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## 6 サービス利用料金及び利用者負担・支払方法

- (1) サービス利用料金は、介護用品レンタルカタログに表示。（利用者負担は負担割合によります）  
16日以降の納品、15日以前の引上げの場合は、サービス利用料金が半額になります。  
但し、同月内での納品、引上げは1ヶ月分の料金となります。（最低サービス利用料1ヶ月）
- (2) サービス利用料は自動口座引き落としにて徴収させていただきます。  
支払期日：翌月27日になります。
- (3) 利用者がサービスの利用を開始前に中止をする際は、キャンセル料は不要です。  
貸与を開始した後でも、1週間の予告期間を置いて貸与契約の一部又は全部を解約する事ができます。但し、サービス利用中の途中解約の場合、最低サービス利用料金の1ヵ月分はご負担頂きます。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) 用具の納品（配送）はご注文頂いた日から2～3日中にお伺いします。
- (2) 配送員（専門相談員）が商品を納品し、ご希望の場所への組立て、セッティングをさせていただきます。  
又ご利用される方との適合状況も確認させていただきます。
- (3) 用具の取り扱い上の説明及び使用時の注意点について説明させていただきます。
- (4) 部品の磨耗や緩み等何らかの異常が発生した場合は、速やかに交換・修理をさせていただきます。
- (5) 用具の引上げは、ご依頼頂いたその日がサービスの終了日となります。  
尚、引上げは2～3日中にお伺いいたします。

## 8 衛生管理等

- (1) 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うと共に事業所設備及び備品についても、衛生的な管理に努める。
- (2) 常に清潔な福祉用具の貸与に供する為、回収した福祉用具を種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区別して保管する。

## 9 その他運営についての留意事項

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- (3) 従業者は常に身分証を携行し、利用者又は家族から提示を求められたときはこれを提示する。
- (4) 事業者は福祉用具貸与における記録を整備し、福祉用具貸与完結の日から2年間保管する。
- (5) 事業者は従業者に研修の機会を与え、資質向上に努める。
  - (a) 採用時研修 : 入社6ヵ月以内
  - (b) 継続研修 : 年1回以上実施

## 10 緊急時の対応について

福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

また、利用者に対する福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

緊急時連絡先

柴橋商会 介護用品 新横浜営業所	所在地	横浜市港北区新羽町716
	電話番号	045-642-7092

## 11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害が発生した場合において、業務継続が出来るよう次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与・販売事業の提供を継続的に実施するため及び非常時での体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底致します。
- (4) 感染がまん延している場合、サービス担当者会議やモニタリング訪問は利用者家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の責任者及び担当者を選定しています。

## 13 人権擁護と虐待防止

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会の責任者及び担当者を選定します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 定期的な研修を通じて、職員の意識や知識、技術の向上に努めます。
- (4) 虐待防止・身体拘束廃止の為に、その対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底致します。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント(ご利用者・ご家族含む)体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取りくめる環境の整備に努めます。
- (6) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行う事を禁止とします。
- (7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (8) 職員又は擁護者による虐待や身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。
- (9) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14 相談窓口、苦情の対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	0 4 5 - 6 4 2 - 7 0 9 2
F A X 番 号	0 4 5 - 6 4 2 - 7 0 9 3
担 当 者	清水 圭一
そ の 他	相談・苦情に対する窓口として、担当者、管理者及び専門相談員が対応します。不在の場合、対応したものが「苦情記録簿」を作成し、担当者、管理者及び専門相談員に必ず引き継ぎます。

その他、神奈川県国民健康保険団体連合会及びお住まいの区役所においても苦情申し出等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
横浜市(介護事業指導課)	電話番号	0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 5 6
鶴見区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 5 1 0 - 1 7 7 0
神奈川区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 4 1 1 - 7 0 1 9
西区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 3 2 0 - 8 4 9 1
保土ヶ谷区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 3 3 4 - 6 3 9 4
旭区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 9 5 4 - 6 0 6 1
港北区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 5 4 0 - 2 3 2 5
緑区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 9 3 0 - 2 3 1 5
青葉区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 9 7 8 - 2 4 7 9
都筑区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 9 4 8 - 2 3 0 6
瀬谷区(高齢・障害支援課)	電話番号	0 4 5 - 3 6 7 - 5 7 1 4

(確認欄)

年 月 日

福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、上記の通り重要事項説明書についてを説明しました。

事業者 所在地 横浜市港北区新羽町716  
名称 柴橋商会 介護用品 新横浜営業所

説明者

福祉用具貸与サービスを利用するにあたり、重要事項説明書の説明及び交付を受け、同意しました。

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人 住 所

氏 名

(続柄 )

# 重要事項説明書

(特定福祉用具販売 / 特定介護予防福祉用具販売 )

## 1 事業者の概要

事業者名称	株式会社 柴橋商会
代表者氏名	代表取締役 柴橋 和弘
法人本部所在地/電話	横浜市神奈川区鶴屋町2-11-5 045-312-3231
実施事業の概要	福祉用具貸与・販売・寝具リース・リネンサプライ・病院関連事業
法人設立年月日	昭和3年11月

## 2 事業所の概要

事業所名称	柴橋商会 介護用品 新横浜営業所
事業所所在地	横浜市港北区新羽町716
連絡先	TEL 045-642-7092 / FAX 045-642-7093
事業所指定番号	第1470200070号 / 神奈川県知事指定
事業所の種類	特定福祉用具販売 / 特定介護予防福祉用具販売
管理者の氏名	清水 圭一
サービス提供地域	神奈川県全域
事業所開設年月	平成11年10月

## 3 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	常勤 1名
福祉用具専門相談員	専門相談員は、寝たきり等介護、支援を要する高齢者等の身体状況、介護環境等に応じて、福祉用具が適切に使用されるよう選定の相談・助言を行い、居宅サービス事業における事業の業務全般を行う。	常勤 10名以上
事務員	事務員は介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。	常勤 名

## 4 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日まで (但し12月31日～1月3日及び祝日を除く)	月～金 午前 9:00～午後5:30 土 午前10:00～午後5:00

## 5 事業の目的及び運営方針

要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な特定福祉用具を販売することを目的とする。

- ・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ・利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状態・希望及びそのおかれている環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- ・地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・包括支援センター・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## 6 提供するサービスの内容と費用について

- (1) 特定福祉用具販売及び、特定介護予防福祉用具販売にあたり、取扱う種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具の種目に基づいた次の種目とする。

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖

- (2) 取扱い商品ならびに販売料金は介護用品カタログに記載
- (3) 販売費用は全額をいったんお支払いいただきますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類等をお渡しいたします。  
お住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
  - 事業者の名称、事業者番号
  - 特定福祉用具の種目、品目の名称、販売額、その他必要と認められる事項を記載した証明書
  - 領収書
  - 特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- (2) 用具の納品（配送）はご注文頂いた日から2～3日中にお伺いします。
- (3) 配送員（専門相談員）が商品を納品し、ご希望の場所への組立て、セッティングをさせていただきます。又ご利用される方との適合状況も確認させていただきます。
- (4) 納品後、商品を確認し、開封組立を行った商品に関しては返品をお受けすることが出来ません。

## 8 衛生管理等

- (1) 事業所の管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとする。
- (2) 常に清潔な福祉用具を販売するため、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めることにする。

## 9 その他運営についての留意事項

- (1) 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- (3) 従業員は常に身分証を携行し、利用者又は家族から提示を求められたときはこれを提示する。
- (4) 事業者は特定福祉用具販売における記録を整備し、サービス提供の日から5年間保管する。
- (5) 事業者は従業員に研修の機会を与え、資質向上に努める。
  - (a) 採用時研修 : 入社6ヵ月以内
  - (b) 継続研修 : 年1回以上実施

## 10 緊急時の対応について

特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

また、利用者に対する特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

### 緊急時連絡先

柴橋商会 介護用品 新横浜営業所	TEL 045-642-7092
責任者 清水 圭一	TEL 090-4748-3868

## 11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害が発生した場合において、業務継続が出来るよう次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与・販売事業の提供を継続的に実施するため及び非常時での体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底致します。
- (4) 感染がまん延している場合、サービス担当者会議やモニタリング訪問は利用者家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の責任者及び担当者を選定しています。

## 13 人権擁護と虐待防止

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会の責任者及び担当者を選定します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 定期的な研修を通じて、職員の意識や知識、技術の向上に努めます。
- (4) 虐待防止・身体拘束廃止の為に、その結果を職員に周知徹底致します。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取りくめる環境の整備に努めます。
- (6) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行う事を禁止とします。
- (7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (8) 職員又は擁護者による虐待や身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。
- (9) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 14 相談窓口、苦情の対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	0 4 5 - 6 4 2 - 7 0 9 2
F A X 番 号	0 4 5 - 6 4 2 - 7 0 9 3
担 当 者	清水 圭一
そ の 他	相談・苦情に対する窓口として、担当者、管理者及び専門相談員が対応します。不在の場合、応対したものが「苦情記録簿」を作成し、担当者、管理者及び専門相談員に必ず引き継ぎます。

その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
横浜市(本庁) 介護事業指導課	電話番号	0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 5 6

## 〔指定特定福祉用具購入費用等 見積り〕

種 目	品 目	数 量	販 売 費 用 (税 込)
<b>販売費用合計額</b>			

<種目> 1:腰掛便座 2:自動排泄処理装置の交換可能部品 3:排泄予測支援機器 4:入浴補助用具 5:簡易浴槽 6:移動用リフトの吊り具の部分 7:固定用スロープ 8:歩行器(歩行車を除く) 9:単点杖(松葉づえを除く) 10:多点杖

(確認欄)

年 月 日

福祉用具について

- ・取扱説明書を受け取りました。
- ・福祉用具を使用しながら、操作方法・取り扱いの説明を受けました。
- ・使用に関する注意事項についての説明を受けました。

事業者

所在地 横浜市港北区新羽町716

名 称 柴橋商会 介護用品 新横浜営業所

説明者

私は特定福祉用具を購入するにあたり、上記の通り重要事項の説明及び交付を受け同意しました。

利用者

住 所

氏 名

代理人又は立会人(続柄 )

住 所

氏 名